

第1節 貝殻島コンブ（高碕）協定

相次ぐ拿捕

「安全操業」という言葉は、サンフランシスコ講和条約が発効する2カ月ほど前、1952年2月、根室、歯舞両漁協が政府あてに提出した「北方海域における安全操業に関する陳情書」で初めて使われた。北方海域とは北方領土周辺水域のことだ。戦前まで、沿岸漁民たちが自由に操業していた海。疲弊した前浜にくらべ、水産資源が豊かな海だった。戦後、漁民たちは危険を承知で、その海を目指した。

拿捕の第1号は1946年4月30日、歯舞諸島・多楽島沖で拿捕された根室市梅ヶ枝町の渡辺雄吉の漁船、第2暁丸（16トン）だった⁵。その後も、同水域で拿捕が相次いだ。

講和条約が発効した52年、一管本部は拿捕防止対策として、サハリン、北方四島の沿岸から12-15カイリに危険推定ラインを設定し、これを越えて操業しないよう漁業者を指導したが、効果はなかった。特に1955年は67隻、44人、1956年は89隻、677人が捕まった⁶。根室海保のまとめで、戦後、2005年12月末までに、1331隻、9446人が拿捕され、23隻の事故・沈没を含む531隻が戻っていない。死亡者も30人になる。

なかでも、北方領土・歯舞諸島の貝殻島周辺のコンブ漁船は、よく拿捕された。北方領土の中で、根室・納沙布岬から最も近く、その距離は3.7キロ。「貝殻島」とはいえ、高さ17メートルの白い灯台が建っている岩礁に過ぎない。広さは10平方メートル。灯台は1937年4月、日本人の手でアセチレンガスがともされたのが始まり。周辺水域はコンブが豊富で、明治時代から沿岸の零細漁民たちの主要なコンブ漁場だった。品質が良く、大阪をはじめ、戦前は中国大陸まで出荷されていた。

実は、貝殻島周辺は戦後の3年間は、歯舞の漁民が自由に出漁できる漁場だった。45年8月、日本に進駐した連合軍総司令部（GHQ）はすぐ、日本船舶の沖合航行を禁止した。同年9月14日にこの措置が緩和されたが、日本漁船は沿岸12カイリ（約22.2キロ）内に押し込められた。戦後の疲弊に加え、冷害の凶作が加わり、日本国内は食料不足が深刻化していた。漁業はタンパク、脂肪質の食品を提供できる貴重な手段である。そこで、GHQは同年9月27日付で、「日本漁船が一定区域内で操業するかぎり、航海に対し許可を要しない」との覚書を出した。いわゆるマッカーサー・ラインだ。このマッカーサー・ラインが北方領土水域に設定されたのは、11月3日だった。安全操業の第78栄幸丸が拿捕される、ちょうど60年前である。そのラインは、納沙布岬と歯舞諸島・水晶島を隔てる7.2キロの中間だった。つまり、同岬から3.7キロの貝殻島は日本側の水域になっていた。

ところが、GHQは48年12月、米駆逐艦「コワゾール号」が再調査した結果として、マッカーサー・ラインを納沙布岬と貝殻島との中間に引き直した。この結果、貝殻島はソ連側の水域になった。マッカーサー・ラインは講和条約が発効する3日前の52年4月25日、廃止されたが、「中間ライン」という事実上の国境として残された⁷。

⁵ 第2暁丸は6月15日に釈放されている。根室市・北方領土問題対策協会編『日本の領土：北方領土』2005年、91頁；根室市編さん室編『根室市史：年表編』1988年、199頁。

⁶ 根室海上保安部資料による。

⁷ 『読売新聞』（夕刊）1963年6月1日；『根室市史：年表編』199頁。

安全操業の声

61年8月23日早朝、コンブ漁船11隻、カニかご漁船2隻、計32人が拿捕された。そのコンブ漁船の1隻に根室明照高校の2年生、カニかご漁船の1隻に同じ高校の3年生がいた。北の海の悲劇は全国に伝えられ、大問題になった。この日は夏休み最後の日だった⁸。

その5日後、今度はコンブ漁船20隻が一度に拿捕された。この直後、納沙布岬で緊急対策住民大会が開かれ、早期の対策を訴える怒りと悲しみの声が上がった。だが、拿捕はその後も続いた。

地元根室では50年から、安全操業を求める声が強くなり、3年後の53年8月には超党派の根室地方平和推進経済復興同盟が発足した。領土問題が解決するまで、四島水域で暫定操業をソ連に認めさせようという主張だった。当時、この同盟で活躍した根室市・歯舞漁協常務の富樫衛は翌54年6月、スウェーデンのストックホルムで開催された世界平和集会に出席したのを機会に、モスクワへ立ち寄り、ソ連政府当局者に貝殻灯台の点灯、日ソ海難救助協定の締結、北方水域での安全操業の実現を訴えた。ソ連側からの回答は、灯台は点灯する、救助協定は日本政府の申し入れがあれば締結の用意がある、安全操業も日本政府の申し入れがあれば、検討する用意があるというものだった。これを受けて、帰国後、富樫は外務省に安全操業交渉の開始を要請したが、国交がないので無理だ、と断られた⁹。

鳩山一郎首相が訪ソして、日ソ共同宣言を締結し、国交を回復するのはその2年後である。

ちなみに、灯台は4年後の58年5月28日午前6時45分、点灯を再開した。燃料のアセチレンガスがなくなり、灯台の灯が消えた47年5月29日午前3時から12年ぶりの明かりとなった。

富樫は当時の状況について、「ソ連の返事をもらってから、2年ぐらいの間は、何回も住民大会を開き、安全操業実現を訴えた。ところが、暫定措置ということが理解してもらえず、領土返還運動に水をさすものだ、とか、領土を犠牲にして目先の安全だけを凶ろうとしているなどの反発も多く、大会の決議、宣言の表現などをめぐって混乱したことも多かった」と語っている¹⁰。

この領土か、魚かという論法は、その後も一貫して安全操業をめぐる議論で焦点となり、安全操業実現の障害となる。ソ連の管轄権を認め、入漁料を支払って操業すれば、北方領土を事実上、ソ連領と認めたことになる。しかし、管轄権を認めなければ、ソ連は操業を認めない。

高碓達之助の納沙布訪問

住民たちが納沙布岬で緊急大会を開いた2年前の59年8月19日、ひとりの男が東京から、その岬を訪れていた。社団法人大日本水産会（大水）会長の高碓達之助だった。大水は水産業の振興を目的に1882年に発足した日本で唯一の水産業の総合団体で、全国の主要な水産関係団体、企業で構成されている。日本の水産業界を代表する団体である。

高碓は1885年大阪府高槻市生まれ。戦前は東洋製罐を興し、満州重工業総裁を務め、戦後は電源開発の初代総裁に就任する。その後、鳩山首相に請われて、第一次鳩山内閣の経済審議庁長官に就任し、旧大阪3区から政界入り。第二次岸内閣の通産相などを歴任して、59年2月に大水会長に就任していた。日中、日ソの双方の経済交流の立役者だった。56年の

⁸ 『北海道新聞』1961年8月25日。

⁹ 『北海道新聞』1970年8月28日。

¹⁰ 同上。なお、富樫衛はベトナム反戦米兵をスウェーデンに逃亡させたジャテック事件にもかかわっている。詳しくは本田良一『密漁の海で』凱風社、2004年、第3章以下を参照。

「もはや『戦後』ではない」という経済白書は、高碕が経済審議庁長官のときに書かれたものだ。

高碕が納沙布岬に立ったこの日、納沙布岬は夏特有のガスに覆われ、さびしげに霧笛の音だけが響いていた。そこで、高碕は住民から何百隻の漁船が拿捕され、何千人もの漁民が抑留されている話を聞き、漁民の窮状を思いやった。「外国での抑留は生命の保証すらない。日本固有の領土と言いながら、何故こんな悲惨な事故が毎日続けられなければならないのだろうか。もはや政治や経済の問題を言う前に、すでに人道上の問題である」¹¹。そして何も見えない納沙布灯台の上で、人を遠ざけ、物思いにふけた。高碕は涙がとどめもなく流れ落ちるのをどうすることもできなかった¹²。その思いが貝殻島コンブ協定を進める原動力になる。

高碕が納沙布岬を訪れる前、安全操業は大きな壁にぶつかっていた。56年、57年は北方領土水域以外でも拿捕が相次ぎ、その総数はついに100隻を超え、つかまった漁船員も千人を超える。道、道水産会、道議会などに危機感が高まった。日本政府は57年6月3日、門脇秀光駐ソ大使を通して、アンドレイ・グロムイコソ連外相に暫定協定の締結を申し入れ、ソ連政府は2カ月後の8月16日、「交渉に応じる用意がある」と回答する。これを受けて、同月26日、日本政府は、(1) 操業漁船は40トン以下で、日本政府が許可書を発行する、(2) 操業区域は、歯舞、色丹、国後、択捉で囲まれる三角水域では沿岸1カイリまで、その他は3カイリまで。貝殻島は接岸可、(3) 零細漁民による小規模漁業に限定する、という協定案をソ連政府に提示した¹³。

しかし、翌58年2月、アレクサンドル・イシコフ漁業担当相が門脇大使に「平和条約が結ばれなければ、安全操業の交渉には応じられない」と拒否する¹⁴。日本政府はその後も、協定締結を申し入れるが、ソ連は応じなかった。

「平和条約の締結が先」

納沙布岬から帰京後、高碕はすぐに主治医を訪れ、「あと10年生きなければならない仕事ができた」といい、主治医の助言通り、60数年、愛煙してきた英国製のタバコを書架に片付けた¹⁵。

62年5月7日、日ソ漁業交渉のためモスクワ入りしていた河野一郎農林相と、高碕大水会長がニキータ・フルシチョフ首相と会談したとき、貝殻島周辺のコンブ漁に限定した許可を要請、フルシチョフ首相は「特別の方法で採取を許可し得るであろうが、詳細はイシコフ漁業大臣と話すように」と回答する。3日後、高碕は用意していた「高碕案」をイシコフに示す。(1) ソ連側が心配しているスパイ活動を防止するため、操業には大水が責任を持ち、歯舞、色丹海域の出漁船には大水が鑑札（身分証明書）を出す、(2) その際、ソ連側の漁業監視などの経費の一部を負担するため、ソ連側に適切な鑑札料（1隻約1万円）を納める、(3) 出漁隻数は320隻とする、という案だった。許可証の発行を日本政府ではなく、民間団体とする、事実上の入漁料を支払う、という点で日本側は「譲歩」していた¹⁶。

¹¹ 高碕達之助「貝殻島のコンブ」『文藝春秋』1963年9月号。

¹² 同上。

¹³ 『北海道新聞』1963年4月27日；9月4日。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 高碕「貝殻島のコンブ」。

¹⁶ 『北海道新聞』1963年4月20日。

また、コンブ漁だけを対象にしたため、操業水域は従来の北方四島で囲まれた三角水域から、貝殻島を中心にオドケ島、萌茂尻島までの東西5キロ、南北4.5キロの範囲に限定した。これは国境警備隊の監視所がある水晶島、秋勇留島を避けるためだった。

高碕案の説明を受けたイシコフは、現地の事情を研究したうえ回答する、と約束した。高碕は期待を抱いたが、その後、山田駐ソ大使を通じたイシコフの回答は、これまでと変わらなかった。「ソ連は平和条約が締結されない現在では、いかなる条件でも日本漁民に採取を許可し得ない」¹⁷。

コンブ協定を締結

高碕はソ連側への働きかけを続けた。しかし、領土問題への影響を懸念する外務省の姿勢は厳しい。足かせをはめられたような気もした。そんな高碕の脳裏をよぎるのは、納沙布岬の風景である。この地域のコンブ漁民は、漁獲高の約4割（約1億3000万円）を貝殻島周辺の操業に依存していた¹⁸。

この年（62年）も、ソ連の拿捕攻勢は続いた。あまりの厳しさに、道は「救漁土木事業」という公共事業を実施する見返りに、コンブ漁民に休漁を指導した。1戸当たり約4万円の収入になる、という触れ込みだった。だが、実際は請負会社の都合で労働日数が制限され、漁民たちはかつてない苦しい63年の正月を迎えた¹⁹。

交渉が大きく動き出すのは、その63年春だった。もう、東京では桜は散り、青々とした若葉が勢い良くもえだしていたが、そのころ、高碕の体は胃がんに侵され、はた目に見ても分かるほど弱っていた。

4月19日午後4時すぎ、ウラジミル・ヴィノグラドフ駐日ソ連大使が東京・信濃町の高碕の私邸を訪れた。高碕の病氣見舞いという名目だった。ヴィノグラドフ大使は、小林小一郎日魯社長が同席する中で、「貝殻島周辺のコンブ漁について、昨年の日ソ漁業交渉の際、高碕会長が提案した案を骨子に日ソ間で民間漁業協定を結ぶ用意があるので、4、5月中に大日本水産会の代表を派遣してほしい」と要請した²⁰。

なぜ、ソ連は拒否していた交渉に応じたのか。5月3日の日本向けモスクワ放送は論評の中で、「この問題が数年の間、解決されなかったのはソ連側の罪ではない。日本の政府筋が日ソ関係の発展に消極的な態度をとっていることも、残念ながらこれを妨げた」と批判した。そのうえで、「この漁場問題の解決は、日ソ関係を最終的に正常にする道への一応のあゆみとなるだろうし、そのうえ、これは両国の互恵的経済協力の範囲を広げ、日ソ両国民の善隣関係と信頼を強める助けになるだろう」と指摘した²¹。

日ソ共同宣言から3年。ソ連は60年1月の日米安保条約改定を批判し、同宣言で平和条約締結後に返還を約束していた歯舞・色丹二島について「外国軍隊の撤退」を条件にして、その返還を拒否する考えを日本に通告。61年9月にはフルシチョフ首相が「領土問題は一連の国際協定によって久しき前に解決済み」と表明するなど、ソ連側の姿勢は大きく後退し、日ソ関係は停滞していた。

¹⁷ 『日本の領土：北方領土』106頁。

¹⁸ 『北海道新聞』1963年4月20日。

¹⁹ 『北海道新聞』1963年1月14日。

²⁰ 『北海道新聞』1963年4月20日。

²¹ 『北海道新聞』1963年5月4日。

そうした中で、ソ連はシベリア開発の進展に伴い日本との貿易拡大の関係改善のきっかけをつくりたい、と考えたのかもしれない。

このモスクワ放送の論評について、高碕は4日後、こう語っている。「コンブ漁の安全操業は政治や外交上の問題ではなく、人道問題として解決に努力してきたが、今度の交渉も領土、軍事問題などとはまったく別個の純経済問題として進める。モスクワ放送が指摘した、外務省が安全操業交渉に積極的ではなかったことは、残念ながら事実といわざるをえない」²²。高碕は外務省の消極的な姿勢をひしひしと感じていた。それは高碕の前に大きく立ちはだかる壁、外務省の壁だった。

交渉は5月17日、モスクワで始まった。交渉団長は日魯漁業専務池崎勇。道水産会会長（根室漁協組合長）の川端元治も6人の交渉団のメンバーに入った。交渉の中でソ連側は中間ラインを「国境線」と主張するなど、一時難航するが、25日後の6月10日、妥結した。内容は（1）漁期は6月1日から9月30日まで、（2）操業隻数は300隻以内、（3）採取権料として1隻1万2000円を支払うなど。船長、乗組員は大水が発給する証明書を持つことを義務付けられた²³。

6月19日午前6時、納沙布岬沖に集結したコンブ漁船230隻は、巡視船「ゆうばり」が警戒にあたる中、貝殻島を目指して出漁した。高碕が4年前に物思いにふけた納沙布岬灯台の上で、交渉団長の池崎が操業を見守った。

高碕はコンブ協定が締結された時、病床にあった。胃がんはもはや手のほどこしようがない末期になっていた。秘書から漁場へ向かうコンブ漁船を大写しした新聞を手渡されると、涙にむせんだという。8カ月後の翌64年2月、腹膜炎に肺炎を併発して死去、79歳だった。その秋、納沙布岬に関係者によって高さ4.8メートルの高碕の顕彰碑が建立された。

「あと10年生きなければならぬ仕事できた」と言って禁煙した高碕。その10年と見積もった仕事は、難航したものの4年で成し遂げた。高碕は、自分の寿命を知っていたのかもしれない。

カギになった政治力

コンブ協定の実現のきっかけとなったのは、これまで記述した通り、前年5月の日ソ漁業交渉での河野農林相と高碕によるフルシチョフ会談だった。

実は河野・高碕コンビは、日ソ共同宣言が締結されることになる56年10月、鳩山一郎首相訪ソを前に東京で、元ソ連代表部と極秘の会談を重ねて、その下準備を進めた仲だった。当時、外務省をまったく蚊帳の外に置いた秘密交渉だった²⁴。

日ソ交渉と同じ河野・高碕コンビが貝殻島コンブ協定締結を進めようとしていたことに、外務省も快く思っていなかったことは想像できる。

河野、高碕という二人が対ソ関係のみならず、国内的にも大きな政治力を持っていたことが貝殻島コンブ協定実現のカギになったといえる。

というのも、協定の第6条にはこんな項目がある。

²² 『北海道新聞』1963年5月8日。

²³ 『北海道新聞』1963年6月11日。

²⁴ 久保田正明『クレムリンへの使節』文藝春秋、1983年、190頁。

「昆布採取に従事する日本漁民は、この区域に適用されるソビエト社会主義共和国連邦の法律、決定、昆布採取を規制する規則を含む規則、並びにこの協定の規定を遵守しなくてはならない」

つまり、ソ連の法律に従うということだ。言葉を変えると、ソ連の管轄権、つまりこの水域がソ連の領海ということを知っていることにほかならない。この点で、日本外務省は「日本の主権を侵害されている」と受け止めている。これはいまでも変わらない。